



2024年4月15日

各位

会社名 株式会社コーチ・エイ  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 義幸  
(コード番号:9339 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 専務執行役員 CFO 瀧 順史  
(TEL. 03-3237-8050)

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2024年4月15日(以下「本割当決議日」といいます。)開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年5月14日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 21,222株
(3) 発行価額	1株につき1,460円
(4) 発行総額	30,984,120円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の業務執行取締役 5名 11,640株 当社の取締役を兼務しない執行役員 11名 9,582株

### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2023年2月17日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役(以下「対象取締役」といいます。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。)に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。なお、2023年3月30日開催の第22期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額300万円以内の金銭債権を支給し、年17,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること等につき、ご承認をいただいております。

この度、本制度の目的、当社の業況、諸般の事情を勘案し、指名・報酬委員会の諮問を経たうえで、本割当決議日開催の取締役会において、金銭債権合計30,984,120円(以下「本金銭債権」といいます。)、普通株式21,222株を付与することといたしました。本新株式発行においては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件として、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等16名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について発行することといたします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限について

対象取締役等は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、2024年5月14日から、当社事業年度終了後3か月を経過した日である2025年3月31日、又は、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点のいずれか遅い日までの間、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止されます。ただし、対象取締役等が、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員又は使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位を死亡等のやむを得ない事由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた数の株式数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)につき譲渡制限を解除することといたします。

#### (2) 当社による無償取得について

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。また、当社は、譲渡制限期間満了時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得します。

#### (3) 組織再編等における取扱いについて

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた数の株式数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除します。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

#### (4) 株式の管理について

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第24期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年4月12日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,460円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上